

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	大阪府
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
<p>○ 利用に応じた、利用者に分かりやすい料金・割引であること。基本的にはマイレージ制度へ移行、その際、類似の既存制度は見直すことが必要。</p> <p>○ 利用の程度に応じた負担という公平負担の考え方に基づき、使いやすい料金とするため、ETC普及状況、阪神高速道路の対距離料金制移行（H20年目途）に合わせ現行の均一料金制度（大都市圏）を廃止し、対距離料金制へ移行することが必要。</p> <p>○ また、均一料金区間が当面残る場合は、対距離料金制で実施される割引と同様の割引が適用されるよう措置を検討されたい。</p> <p>○ ETC普及により、渋滞緩和等、幅広い利用者も恩恵があり、弾力的な料金施策に有効なことから、ETC車を割引対象とすることは妥当と考えるが、公平に割引を実施するには、現在ETCを利用できない2輪車やクレジットカードを持ってない利用者への対応も早急に検討されたい。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>○ 公平性の観点から利用に応じた料金や割引であること。既存制度については見直すことが重要</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

- 公平で利用しやすく、また、全国一律ではなく分割民営化により、地域特性に応じた魅力ある割引であること。
- ETCの利用者を拡大するためにも、より多くの利用者にとって魅力ある割引制度であること。例えば零細企業や低頻度利用者（一般ユーザー）の利用促進を図るためには、マイレージ割引の有効期限の延長等の措置が必要。
- 高速自動車国道とネットワークを形成する都市高速道路との調整が必要。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

- 割引効果や社会的要因等を検証した上、利用者等の意見を聞きつつ地域特性も踏まえた内容となるよう適宜見直しが必要。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

- 現在では非E T C車も多いことから、非E T C車を含む全利用車に対する割引も検討のうえ、E T Cの普及状況を踏まえ、割引制度が段階的にE T C車へと移行するなどの配慮も、合わせて検討されたい。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。